

## 平成31年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年2月27日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成31年2月27日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部変更）
  - 議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について
  - 議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
  - 議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について
  - 議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について
  - 議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について
  - 議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について
  - 議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
  - 議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
  - 議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について
  - 議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 指定管理者の指定について
  - 発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定について



## 議事日程第1号

平成31年2月27日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

(2) 「岐阜県最低賃金を1000円以上に引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情

(3) 議員派遣報告書

(4) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成30年11月分から平成31年1月分まで）

町長報告 1件

報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部変更）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 17件

議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について

議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について

議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について

議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について  
議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について  
議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 指定管理者の指定について  
発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定について

日程第6 議案の審議及び採決 6件

- 議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について  
議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について  
議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について

---

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
---------	----------

教 育 長	高 木 俊 朗	総 務 部 長	伊左次 一 郎
民 生 部 長	加 藤 暢 彦	建 設 部 長	亀 井 孝 年
企 画 調 整 担 当 参 事	長 屋 史 明	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 田 徹
総 務 防 災 課 長	須 田 和 男	企 画 課 長	小 木 曾 昌 文
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長	山 田 敏 寛	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長	大 鋸 敏 男
税 務 課 長	中 村 治 彦	住 民 環 境 課 長	若 尾 宗 久
保 険 長 寿 課 長	日 比 野 伸 二	福 祉 課 長	高 木 雅 春
農 林 課 長	可 児 英 治	上 下 水 道 課 長	鍵 谷 和 宏
建 設 課 長	筒 井 幹 次	会 計 管 理 者	佐 久 間 英 明
生 涯 学 習 課 長	石 原 昭 治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議会事務局  
書 記 丸 山 浩 史

## 開会の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、平成31年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

企画課秘書広報係より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 安藤信治君、3番 伏屋光幸君の2名を指名します。

---

## 会期の決定

議長（山田儀雄君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月31日の議会運営委員会において、本日より3月15日までの17日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より15日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

---

## 町長の施政方針の発表

議長（山田儀雄君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

昨日まで非常に春も近いと思わせるような暖かい天気でありましたが、きょうはまた若干寒くなりまして、冬そのものの用意がまだ役立つなという段階に来てしまったということですが、いずれにしても、徐々に暖かくなりつつあるかと思っております。

平成31年度に向けての施政方針演説をさせていただきます。

最近、指の乾燥が激しいものですから、指抜きがないと紙を一枚一枚めくられないというような年齢を感じさせるような現象が体に起きておりますが、若干長くなりますが、よろしく願いいたします。

御嵩町議会第1回定例会の開会に当たり、平成から新しい時代に向けて町が進むべき方向性や諸課題など、施政方針を述べさせていただきます。

既に御存じのとおり、本年は社会、政治、経済で大きな節目を迎える年であり、変革の年であります。4月30日には平成天皇の退位、5月1日には新天皇の即位と改元が行われ、4月には統一地方選挙、7月には参議院議員選挙、10月からは消費税が10%に増税することが予定されており、社会保障と税の一体改革が行われます。また、本町においても町長選挙、町議会議員選挙が控えております。慌ただしい年ではありますが、行政運営は粛々と進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

去年は、西日本豪雨、異常な猛暑、北海道胆振東部地震が発生し、その年の世相をあらわす漢字に「災」が選ばれました。この災は、大きな災害に見舞われ、自然の猛威に翻弄させられた平成時代をあらわす漢字でもあったと思っております。雲仙普賢岳の噴火、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、そして2万人を超える犠牲者を出した東日本大震災や、新庁舎建設へと決断をさせた熊本地震など、議員の皆さんにも痛ましい記憶として残っていることと思います。新たな時代になっても自然災害は発生すると考えられ、いつ発生しても不思議ではない南海トラフ巨大地震、毎年どこかで発生している50年に1度、100年に1度という豪雨、災害級と評される猛暑など、ありとあらゆる災害を想定し、安心・安全なまちづくりのため、防災・減災対策に努めてまいります。

本町の平成時代を振り返ってみますと、「環境」をなしには語れないのではないのでしょうか。産業廃棄物処分場建設計画をきっかけに情報公開条例の制定、全国で初となる産廃処分場建設の是非を問う住民投票を経験し、環境基本条例の制定や環境基本計画、御嵩町版レッドデータブックの作成、事業者との環境の保全と創造に関する協定など、良好な環境の保全と快適な環境の創造に、町民、事業者、議会、町が一体となって取り組んでいること、その後、森林マネ

ジメント、交通対策を中心に実現の可能性の高い提案が評価され、県内で唯一の環境モデル都市に選定されたことは本町の誇りであります。

私たちが平成の時代から取り組んでまいりました「防災」「環境」は、新しい時代にも継承されるテーマであります。これらのテーマを機軸に皆さんと歩んでいくとともに、「福祉」「教育」のより一層の充実も図ってまいります。

千葉県野田市で子どもの命が奪われた事件は、同世代の孫を持つ私に大きな衝撃と怒りを覚えさせました。このような重大事件は、昨今全国的にも多く発生しております。虐待のリスク要因は、保護者側や子供側、養育環境など、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、特別な家庭で起こっていることではなく、どこでも、誰にでも起こり得ることです。しかし、今回のこのケースは、受ける側の大人たちの対応によっては助けられる可能性があった命であったがゆえに、その怒りも大きくなったと考えています。

本町の現状を申し上げますと、児童福祉法に基づく要保護児童や要支援児童については、平成31年2月1日時点で46人います。29年度における本町の状況はと申しますと、新規児童虐待の相談件数は7件、年間の延べ相談件数は291件ありました。中濃圏域13市町村における本町の状況として、児童相談所に通告があった件数は4番目の多さで、児童養護施設などへの新規施設入所者数は、中濃圏域全体の3分の1を占めるなど、重篤性の高いケースも多く抱えています。

こうした状況から、本町においても平成18年から児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置し、責任体制の明確化、必要に応じて児童相談所などの関係機関に協力要請を図り、町が主体となって、子供の安全を最優先に虐待の予防と早期発見、早期対応に努めております。

今回の事件で確認できたのは、法的には虐待の事実を確認した日本在住の者には関係機関への通報を義務規定していること、また警察署長に援助を求めることができることです。しかし、最も重要なことは、関係者たちの機転であり、毅然とした対応です。これを意識下に置き、対応してまいりたいと考えております。

今回、議会に提案します平成31年度予算の審議に当たり、基本的な考え方につきまして御説明させていただきます。

さきにも述べましたように、本年は町長選挙が予定されておりますので、未来に備えた骨格予算として、新庁舎等整備事業、亜炭鉱跡防災対策事業の2大事業関連予算のほか、暮らし・公共施設・インフラ、それぞれの分野で必要な安心・安全対策予算を盛り込んでおりますが、政策的である新規事業は、極力控えております。

一般会計の予算額は97億500万円で、前年度と比較して6.5%の増であります。また、特別会計、公営企業会計を合わせた総予算額は159億9,100万円で、前年度と比較して7.2%の増とな



りました。

なお、これまで特別会計として予算化をしておりました下水道事業ですが、平成31年度から経営基盤強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、地方公営企業法を全部適用し、特別会計から公営企業会計に移行しました。そのため、下水道事業会計では減価償却費などを新たに計上したことなどにより前年度と比較して3億6,200万円の増となっております。

この下水道事業会計への移行による予算額の増額のほか、一般会計で計上しております亜炭坑跡防災対策事業費の増額などが総予算を押し上げた大きな要因となっております。

次に、一般会計予算の主な特徴を中心に説明申し上げます。

歳入につきましては、町税が町民税の増加などにより全体で23億9,448万6,000円を見込んでおります。また、地方特例交付金では、幼児教育の無償化に対する国からの減収補填として、子ども・子育て支援臨時交付金6,289万1,000円を見込んだほか、県支出金では、団体営ため池機能廃止等事業補助金として3,140万円、選挙費委託金として1,540万1,000円などを計上しております。町債につきましては、臨時財政対策債2億5,600万円のほか、防災行政無線更新工事などに充てる消防防災設備整備事業に緊急防災・減災事業債を活用するなど、交付税算入率の高い地方債を選択し、総額で4億8,790万円を計上しています。

続きまして、歳出予算について申し上げます。

まず新庁舎等整備事業として、主な設計委託料や出資金など総額で1億7,800万円を計上したほか、亜炭鉱跡防災対策事業費として28億7,875万2,000円、防災行政無線デジタル化のための更新工事費として1億3,700万円などを計上しています。また、中学校の特別教室にも空調設備を設置すべく設計委託料として327万6,000円を計上したほか、伏見小学校の改修方針の検討に向けた校舎現状調査委託料として525万8,000円も計上しております。

さらに、ため池による被災リスクの低減を図るため、ため池の廃止設計、ハザードマップ作成事業費として3,140万円を計上したほか、道路・橋梁を適切に維持していくため、道路・橋梁維持工事費として合わせて1億4,304万円を計上しております。

それでは、平成31年度の主な施策、事業について御説明いたします。

平成30年度に続き、31年度においても2大事業の一つとしている新庁舎等の整備事業に関して今日までの状況を御報告させていただきます。

昨年7月に対象となる土地所有者の皆様にお集まりいただき、買取単価の提示と事業に対する協力をお願いして以降、条件が整い次第、事業地として協力をいただく旨の書類をいただいております。

現在、多くの所有者の方々から書類の提出を通して協力の意思をお示しいただいてきており

ますが、大切な農地を手放すということで数名の方より条件をいただいております、条件を満たすための作業や交渉を進めていることから、100%取得のめどが立っていないのが正直なところでございます。ただ、事業そのものに反対をされている所有者はお見えにならないと認識しておりますので、余り多くの時間をかけることはできませんが、丁寧に御説明をさせていただき、理解を求めてまいりたいと考えております。

以上のような状況から、本定例会において提出します補正予算におきまして、用地交渉と同時に進めてまいりました新庁舎等基本計画及び基盤設計、道路設計を31年度に繰り越す繰越明許費の設定と、30年度発注を予定し予算化しておりました建築基本設計について、一旦全額を減額させていただいた上で、31年度当初予算に再度計上させていただき予算編成をしております。

また、これら繰越事業のほか、平成31年度予算におきましては、新庁舎関連として1億7,800万円を計上しておりますので、あわせて御理解いただきますようお願いを申し上げます。

もう一方の2大事業であります南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業につきましては、第1回臨時会で工事請負契約締結の議決をいただきました3地区の充填工事がいよいよ本格的に始まります。市街地での工事になりますので、近隣住民の皆様には騒音や通行に大変御迷惑をおかけすることとなりますが、御理解、御協力をお願いいたします。これによって現時点での基金の残高も確定してきたため、今後は岐阜県産業経済振興センターに積んであります基金約75億円の予算を余すことなく利用するために、新たに範囲を拡大して対策を進めてまいります。これまでいかに経済的に効率よく充填工事ができるかを追い求めてきた結果、かなりの金額が残っており、限られた期限の中でできる限り広く防災対策を進めていくために、早急に空洞調査を行い、追加工事の準備を行ってまいります。

温室効果ガス増加が原因とされる地球温暖化は、刻一刻と進行し、その影響も深刻化しております。既に危機的な状況と言っても過言ではありません。環境モデル都市は、温室効果ガスの削減へ具体的な取り組みを行い、低炭素社会の実現に向けたモデル事業としての実績が求められております。平成26年3月に策定した御嵩町環境モデル都市行動計画の直近5年間の削減目標は、温室効果ガス排出量を平成21年度比で10%削減でありました。森林経営信託方式を柱とした森林の再生、各家庭における節電、買い物マイバッグの使用、ごみの分別及びエコ通勤などにより一定の成果はあったもの、現段階ではまだ数値は算出できていませんが、目標達成には若干足りないのではないかと見ております。平成31年度からは、これまでの取り組みやその進捗状況及び成果を総括した上で全体的な見直しを行いました第2次改訂版の行動計画により取り組んでいくこととなります。これまでの5年間で「環境配慮」という認識は、住民の皆様、そして環境教育により子供たちにも広がったと感じております。これからは、より多くの

方に環境への配慮した行動に移していただけるよう促し、環境モデル都市として温室効果ガスの削減を着実に進めてまいりたいと考えております。

訪日観光客数は、年間3,000万人を超える空前の規模となっています。その国内消費額は4兆5,000億円となっており、国内にもたらす経済効果は高いと言えます。その効果の本町でも得るには滞在ということが重要であり、滞在していただく手段のかなめは宿泊施設であります。滞在観光客数をふやすために、町で取得しました御嶽宿の柏屋を宿泊施設として活用できないか協議を重ねてまいりました。具体的なめどまでには至っておりませんが、可能性のある活用品案はまとまりつつあります。元来、外国人の旅行形態は、団体旅行ではなく個人旅行であり、日本らしい自然や文化、歴史的な建物が人気で、地方の古民家を再生した宿に人気が集まっていると言われており、今すぐ進めたい思いはありますが、各地の成功事例のみでなく、失敗事例の原因も調査し、宿泊施設として持続可能であることなど再度検討した上で、皆様方に納得していただける提案をさせていただきたいと考えております。

本町にも多くの方が訪れていただけるよう進めてまいります。東美濃地域の観光連携につきましては、ひがしみの歴史街道協議会を中心に、「半分、青い。」のにぎわいの持続、そしてさらなる発展へと協調して進めてまいります。

本町の観光基本計画の目指すところは観光の産業化でありますので、地域の稼ぐ力を高めることを意識し、商工連携により観光まちづくりを進め、住民の暮らしの豊かさにつなげてまいりたいと考えております。

昨年11月5日に締結しました「名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）の運営に関する協定書」に基づき、この4月から平成33年度までの運行が第4期目としてスタートします。

現在、名鉄広見線活性化協議会では、関係団体からこれまでの取り組みへの評価と今後の取り組みのアイデアなどの意見をいただきながら、それをベースに平成31年度以降の名鉄広見線活性化計画を策定しているところですが、これまで展開してきました名鉄広見線活性化計画をさらに進化・発展させ、名鉄広見線を地域にとって必要な社会インフラと位置づけ、関係市町・議会・教育関係者・経済関係者・住民が一体となって沿線地域の活性化のために、より一層の利用促進策を展開してまいります。

具体的には、これまでの利用促進施策に加え、2020年、大河ドラマ「麒麟がくる」が放映されるのを機に、明智光秀や可児才蔵に関して、企画切符、ゆかりの地をめぐるツアー、駅案内サイン、駅舎装飾など、誘客戦略を図ってまいります。あわせて願興寺本堂修理への関心が高まることから、見学会ツアーなどの企画も関係者との調整を得ながら考えてまいります。

また、名鉄広見線は、2020年に開通100周年を迎えます。御嵩町史によりますと、平井信四郎氏を代表取締役とした東濃鉄道株式会社が多治見駅から広見駅間の延長として御嵩口駅まで

延長工事を行い、1920年8月21日に運転を開始されて以降、100年間もの長い間走り続けています。名鉄広見線活性化協議会では、この100周年を機に「開通100周年記念プロジェクト」を実施してまいります。映画制作やインスタグラムフォトコンテスト、新キャッチコピー・ロゴマーク募集などを予定しておりますが、特に映画制作では「100年先も残る作品を」を合い言葉に、町民有志にて専門家のアドバイスをいただきながら、映画を自分たちで制作する予定であります。既に2月に映画制作体験ワークショップや制作委員会キックオフミーティングを開催し、プロジェクトが始動しております。幼児や小・中学生から高齢者まで、町内外から40名ほどの熱意のある方々が集まっていたいただき、2019年度末に完成、2020年度上映会開催を目指しております。

名鉄広見線については、通学定期や定期外利用の下支えもあり、年間利用者数は、ここ数年89万人前後で推移し、下げどまりの感が見られます。

また、コミュニティバスについては、平成25年度にデマンド型交通のふれあい予約バスを導入し、運行本数やバス停の増加など利便性の向上を図ってまいりましたが、平成29年度の利用者数は、平成25年度との比較で、ふれあい予約バスが30%増の8,500人、ふれあいバスが19%減の約1万5,000人となっており、コミュニティバス全体では7%減の約2万4,000人となっています。

近年、公共交通より車のほうが便利で、使いやすく、いつでも、どこへでも出かけることができることから車依存社会が進展し、公共交通を利用しない生活が広がっています。

その一方で、少子・高齢化社会を迎え、高齢者の免許保有者数は増加を続け、死亡事故件数は、全体では安定した減少傾向を示すものの、高齢運転者による死亡事故割合は増加しており、車に頼り過ぎず、多様な移動手段を組み合わせた持続可能な公共交通ネットワークづくりが求められています。

これらを背景に、名鉄広見線を地域公共交通の機軸として、本町のコミュニティバスのほか、YAOバスを含め隣接する市町の公共交通の情報連携や利活用を含め、地域全体を見据えたネットワークのあり方について検討し、公共交通の現状や問題点、課題の整理を踏まえた持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進していくことといたします。

現在、スマートフォンの乗りかえアプリケーションで手軽にふれあいバスの時刻や名鉄広見線などとの乗りかえ検索ができることを御存じでありませうか。ふだん車で移動されていて、ふれあい予約バスの乗り方を知っている方はどのくらいお見えになるのでしょうか。これからは、車に乗れるうちに公共交通に乗りなれていただき、車に乗れなくなったときがお出かけができなくなるときにならないように、来訪者にも利用してもらえるように、「見える化」「魅せる化」「見直す化」をキーワードに、公共交通体系の検討や公共交通の利用促進を含めた地

域公共交通網形成計画の策定を行ってまいります。

農山村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山村滞在型旅行を「農泊」と呼び、国においても地域の観光や仕事づくりの観点からも推進されているところであります。

本町におきましても、豊かな自然や里山環境を生かしながら、移住・定住や農業体験による新規就農者の確保を促進するため、御嵩町滞在型農業体験施設を設置いたしました。

設置に当たり施設の運営に関しては、民間のノウハウを生かした指定管理方式の運営方法が最適と考え、応募のあった一般社団法人てらすを候補者として本定例会に上程させていただきます。

候補者が作成した施設の運営計画については、施設の愛称を「四季の家」とし、町から指定管理料を受け取ることをない自立的な運営を行うことについて強い決意で臨むとともに、名古屋近郊を主なターゲットとして、さまざまな体験メニューを実施し、里山暮らしや就農へ向けた関心を喚起させるきっかけづくりを行うことについて提案がありました。また、地域経済の振興や雇用創出に努めること、さらに外国人観光客にも対応することでは、先ほど説明しました観光まちづくりにも寄与する計画となっております。

施設の適正な管理について、町は指定管理者が行う毎月の運営会議に職員が出席し、業務や経理の状況に関し必要な助言や指導を行うほか、利用促進に向けて施設のPRを活発に行うなど、施設の健全かつ持続的な運営のために積極的に関わっていかうと考えておりますので、議員の皆様のさまざまな形での御協力をよろしくお願いいたします。

岐阜県国民健康保険団体連合会が発表した平成29年度岐阜県市町村国保医療費の地域差分析によりますと、御嵩町の国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費は45万8,856円となり、県内で1位となりました。これは、一番低い市町村である岐南町の31万7,418円より約45%、県平均の37万649円よりも約24%も高い数字です。市町村間の年齢構成の差を調整した地域差指数においても1位(1.178)となり、県平均より約18%高い状況です。このままでは、いずれ国民健康保険税を上げざるを得なくなってしまいます。

一方で、40歳以上の方を対象とした特定健診の受診率は、平成29年度で35%と、国の目標の60%に遠く及びません。生活習慣病は、本人の自覚がないまま進行し、気がついたときには重症化して、治療費の高額化等の金銭的負担に加え、人工透析など身体的な負担も重くなってまいります。特定健診を受診することで生活習慣病や予備群の早期発見、早期治療・予防といった対策をとることができ、将来的な負担も少なくなります。

平成30年度に実施した医療費・特定健診データの分析の結果においても、特定健診の受診歴

のない方は、受診された方よりも医療費が高くなる傾向があり、受診率の低さが医療費を高くする大きな要因とも言えます。

このため、特定健診の受診率を高めるため、特定健診受診率向上対策として、人工知能を用いた受診歴の分析により、個々の被保険者に応じた受診勧奨事業関連の予算を特別会計に計上しております。また、本町の救急車の利用頻度の高さも気になるところであります。

そして、これまで隔年開催としてきました「いきいき健康まつり」を健康づくりに関する住民への重要な啓発の場として、毎年度実施とし、健康の大切さを住民の皆様幅広く訴えてまいります。

みたけ会館は、地域コミュニティ施設として昭和41年に建設された木造平家建てであります。平成15年に大規模改修を行いました。建物を適正に維持保全するため、平成29年度実施した耐震診断の結果では、耐震性能の安全基準値とされる1.00以上に対して0.375と著しく低く、地震時に倒壊する可能性が高いことが判明いたしました。そこで、皆さんが安心して御利用いただけるよう、適正な耐震補強工事を行うとともに、和室段差のバリアフリー化や長寿命化のため、屋根塗装などの一部改修工事を行います。

風疹は、発熱及び発疹を主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染する感染力が強い疾病です。妊娠中の女性が風疹に感染すると、子供が目や耳等の障害を含む先天性風疹症候群に罹患する可能性があります。風疹の発生予防及び蔓延の予防のため、乳幼児期に公的な予防接種を受ける機会は2回設けられており、昭和52年から開始されています。

昨年7月以降、特に関東地方において風疹の患者数が増加しており、患者の中心は、30代から50代の男性であります。このうち、昭和37年4月から昭和54年3月の間に生まれた男性は、風疹に係る公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であります。

このような状況に鑑み、昭和37年4月から昭和54年3月の間に生まれた男性を風疹に係る定期接種の対象とし、公的な予防接種を1回受ける機会が平成34年3月末までの時限措置として設けられました。

ワクチンを効率的に活用するため、当該世代の男性に、まず風疹の抗体検査を受けていただき、当該検査の結果、抗体値が低いことが判明した方に対して定期接種を行うことになりましたので、風疹抗体検査委託料と風疹予防接種委託料を平成31年度当初予算に計上しております。

競泳の池江璃花子選手の白血病公表を受け、骨髄バンクに注目が集まり、骨髄移植のドナー登録をする人が急増しているようでございます。これは、池江選手と同世代の若者が自分にできることをするといった支援の広がりによるものです。

実際にドナーになって骨髄を提供する際、8回前後、平日の日中に医療機関へ出向く必要があることから、ドナーに登録したいけど、勤めている会社に休暇制度がなくて休めないなどの

理由でドナー登録を断念される方がいるようです。

そういった状況の中、本町では議会の一般質問でも取り上げられ、検討した結果、骨髄移植ドナー等の支援をすることにいたしました。公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方及びその方を雇用している事業者に対し、助成金を交付することにより提供者の休業による経済的負担の軽減を図り、もって骨髄移植の推進を図ることを目的として関連する予算を計上させていただいております。

本町の教育は、「21世紀御嵩町教育夢プラン」に基づき、目指す人間像として「笑顔」を一番大切とし、みんなで学び合う姿、助け合い思いやる姿、健康で磨き合う姿の3点を目指す姿として位置づけ、学校教育、家庭教育、社会教育の諸施策を推進して、本町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう、引き続き努めてまいります。

学校教育の分野では、新学習指導要領への全面移行を控え、知識偏重の教育から、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図るため、社会に開かれた教育課程「カリキュラム・マネジメント」の展開を目指してまいります。

その中で本町の外国語教育につきましては、ALTの活用や英語検定補助等の外国語教育推進事業のさらなる充実を図ってまいります。特に東濃高等学校に在籍する英語が堪能な外国籍生徒と小・中学校の児童・生徒の交流活動を行い、英語に親しみ、積極的にコミュニケーションを図る児童・生徒の育成に努めてまいります。

人権教育につきましては、認識力、自己啓発力、行動力の3つの観点から指導授業を着実に進め、「ひびきあいの日」や「御嵩町子どもの笑顔づくりサミット」を中心として取り組みの充実、家庭・地域との連携を通じて、命を大切に作る心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自立の心などを育み、豊かな心を育ててまいります。

健康教育につきましては、歯と口の健康づくりに関して、30年度、全日本学校歯科保健優良校表彰において上之郷小学校が全国1位の名誉ある文部科学大臣賞を受賞、食育指導の分野では、岐阜県の中学生学校給食選手権において、向陽中学校が鉄とカルシウムの摂取メニュー献立で入賞しました。今後も、全小・中学校で健全な生活習慣の確立に向けた指導を徹底し、生涯にわたって心身ともに健康で明るい生活を送ることができる力を育ててまいります。

また、読書習慣づくりにつきましては、伏見小学校が可茂地区学校図書館教育賞の最優秀賞を受賞したことを契機として、全町で読書の楽しさや図書を通じて学ぶ環境づくりを広め、「子どもの読書活動推進計画」に基づいた図書館経営と読書活動を推進してまいります。

教育環境の整備につきましては、御嵩小学校及び伏見小学校のエアコン空調設備の設置を本年夏の供用を目指して急ぐとともに、中学校の特別教室での空調設備整備に向けて設計を行い、全ての学校への空調導入化を進めるほか、課題であります伏見小学校校舎の改修に向けた事前

調査を進めてまいります。

平成30年度より御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理工事が本格的に始まりました。昨年の10月上旬から本堂全体を囲う素屋根の建設が始まり、現在は素屋根内部の足場や電気設備なども取りつけられ、平成31年度からは本格的な解体工事が進んでまいります。

平成31年度は、願興寺本堂修理事業を多くの方々に関心を持っていただくために、屋根組みの構造などを間近で見ることができると見学会を開催していく予定です。再び願興寺の姿を見ることができるのは2026年度になる予定です。1,200年以上にわたって守り継がれ、本町が誇る文化遺産の修復作業を見学できる貴重な機会でありますので、多くの方にごらんいただきたいと思っております。

また、願興寺の支援組織である御嵩町国指定重要文化財願興寺本堂修理保存会がことしの1月より、町内全戸に寄附金の案内文書及び趣意書等をお配りしました。貴重な文化財の保存とともに、地域に親しまれてきた本町の宝を保護していくためには、全ての町民の皆様のお力をかりていく必要があります。既に御協力いただいた方々も含め、全町民の皆様に本事業を御理解いただき、事業が円滑に完了するためにも、今後も保存会の寄附金を集める活動に御支援並びに御協力をよろしくお願いいたします。ちなみに、本日は、岐阜県知事、古田知事が願興寺の視察に訪れます。

以上、平成31年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御説明を申し上げます。

私の3期目の任期も残すところ4カ月ほどになりました。この4年間も、本町の将来を見据えて町政運営に真摯に取り組んでまいりました。その評価に当たっては町民の皆様にお任せいたしますが、残りの4カ月の町政運営も、議員の皆様、町民の皆様との議論を大切に、邁進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、平成30年度一般会計補正予算関連について、若干御説明させていただきます。

今回の補正予算は、年度末を控え、事業費の確定または決算見込みによる歳入歳出予算の増減が主なものとなっております。

まず歳入についてであります。決算の見込みにより町税全体で1,919万円を増額したほか、県支出金を490万4,000円増額しております。また、財源調整などにより繰入金を6,773万7,000円減額したほか、亜炭鉱跡防災対策事業助成金など諸収入全体で9億600万3,000円を減額しております。

歳出におきましても、決算見込みなどにより総務費で2,469万5,000円を減額したほか、民生費では、放課後児童クラブ利用希望者の増加に対応するための事業費など、全体で1,066万3,000円を増額しております。また、消防費では、亜炭鉱跡防災対策事業の決算の見込みなど



により全体で9億910万8,000円の減額をしております。

これらのほか、継続費、繰越明許費、地方債の補正を行い、補正予算の総額としましては、歳入歳出ともに9億7,438万1,000円の減額補正となっております。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、平成31年度の一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算6件、平成30年度一般会計及び特別会計に関する補正予算5件、条例関係が3件、その他の議決案件1件、報告1件、都合17件であります。後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。

#### 議長（山田儀雄君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、あす28日の午後5時までに通告書によりまして事務局のほうへ提出していただくようお願いをいたします。

---

#### 諸般の報告

#### 議長（山田儀雄君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告書つづりをごらんください。

1つ目に、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書、「岐阜県最低賃金を1000円以上に引き上げを求める意見書」の採択を求める陳情、議員派遣報告書、例月現金出納検査の結果について、これは平成30年11月分から平成31年1月分までの報告であります。以上の4件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただきます、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第2号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、報告第2号、専決処分の報告をいたします。

諸般の報告つづり1ページをお開き願います。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

専決第1号 専決処分書。平成30年御嵩町議会第3回定例会で報告した工事請負契約の一部変更について、平成31年2月6日付で専決処分をいたしましたので、御報告させていただきます。

1. 契約の目的、上之郷地区面整備（第2工区）工事。
2. 契約の金額、6,079万9,680円を38万1,240円増額し、6,118万920円に変更しました。
3. 変更理由は、施工数量精査による増額です。
4. 契約の相手方は、岐阜県可児郡御嵩町古屋敷543番地1、株式会社國本起業、代表取締役 國本吉男です。

次の2ページに工事請負変更契約書、3ページに変更概要を記載した位置図を添付しております。

3ページ中段の位置図をごらんください。

井尻地内で進めております下水道面整備工事におきまして、図面向かって右端の点線部を宅地化の予定がないことから不施工路線としたことにより施工延長が減となりました。変更数量は、変更概要に記載しております。

また、そのほかの主な変更理由として、掘削した発生土を流用して埋め戻す設計としておりましたが、土の質が悪く、流用できないことから、土の処分費と購入費がふえたことにより契約の金額が増額の変更となったものです。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（山田儀雄君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました議案第5号から議案第20号までと発議第1号の17件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件17件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

それでは、議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案つづり1ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会の委員定数は3人であり、この委員のうち塩澤隆良さんが本年3月31日もちまして任期満了となります。引き続き、塩澤隆良さんを選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

塩澤隆良さんは、昭和28年7月9日生まれの65歳、住所は御嵩町御嵩1250番地1であります。再任後の任期は、平成31年4月1日から3年間となります。

なお、資料つづり1ページ掲載の履歴書にお目通しの上、御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

続いて、当初予算について行います。

議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

#### 総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算について御説明をいたします。

当初予算の概要につきましては、町長の施政方針で、また主要な施策につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、余り重複しないよう予算書と附属書類を中心に御説明させていただきます。

それでは、予算書の青色のページをおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億500万円と定める規定をしております。各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で御説明させていただきます。

第4条では一時借入金の最高額は8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定をしております。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為について御説明申し上げます。

設定件数は5件、事項ごとに事業期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものであります。

上2つは新庁舎等の整備に関する業務で、情報設備設計事業業務は、新庁舎の情報機器やネットワーク構築の設計を行うもので、平成32年度の限度額を1,570万円としております。

次の建設基本設計及び実施設計業務は、新庁舎及び町民ホールの詳細設計を行うもので、32年度の限度額を1億6,500万円としております。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務は、平成33年度から35年度までの第8期計画を32年度までの2カ年をかけて策定するもので、220万円の限度額を設定しております。

土地改良施設維持管理適正化事業賦課金は、古屋敷頭首工の補修工事に対する35年度までの賦課金で276万円。

防災行政無線更新工事は、同報系・移動系について機器更新にあわせデジタル化するもので、31年度と同額の1億3,700万円の限度額を計上させていただきます。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

31年度は全部で8件、合計では30年度より3,630万円多い4億8,790万円の借入れを予定しております。

低公害車導入事業は、共用車両としてワゴン車1台と住民環境課のバン1台をハイブリッド車に更新するため440万円。

水道管路耐震化事業は、30年度より長岡配水池から上之郷中学校までの間について配水管の耐震化を進めているところですが、31年度は送木地内の約400メートルの布設がえ工事と、下水道事業に伴う南山台東団地内の配水管移設工事に係る一般会計出資金として650万円。

可児川防災等ため池組合負担金負担事業は、30年度に続き、県営柿下ため池改修工事に伴う本町の負担金に充てるため780万円。

地方道路等整備事業は、グリーンテクノみたけ内の町道御嵩156号線と159号線、それから小原から前沢へ抜ける上之郷142号線の舗装・補修工事に2,620万円。

橋梁整備事業は、御嵩地内の木ノ下橋と洞地内の比衣川にかかる欠ノ下橋の橋脚、橋台の補修などに1,780万円。

河川改修事業は、井尻川の改修事業費に充てるため3,000万円。

消防防災設備整備事業は、防災行政無線の機器更新工事と火災放送機器の更新、合わせて1億3,920万円。

最後の臨時財政対策債は、平成31年度は2億5,600万円の借入限度額を計上しております。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

14ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので、先に、済みませんが飛びますが、予算書113ページをお開きください。

給与費明細書であります。

特別職のうち、長等及び議員については、期末手当の改定や議員共済への負担率の減によりわずかに増減しておりますが、その他の特別職において人数、報酬が大きくふえております。これは、平成31年度に執行予定の3つの選挙に伴う投開票立会人の増と、11月末に任期満了を迎える民生委員、児童委員の選出に伴い、改正される民生委員推薦準備会及び民生委員推薦会の委員の増等によるもので、特別職全体では、表の右一番下にあるとおり、326万5,000円の増額となっております。

一般職は次の114ページに掲載しておりますが、再任用職員の1名増のほか、昇給や会計間の人員配置の変更、また3つの選挙執行に伴い、職員手当を増額したため、全体で1,378万9,000円の増額となっております。

以下、職員手当の内訳、次のページは給与等の増減額の明細、給料等の状況、給料等級別職員の構成、それから昇給や手当の内訳など、118ページまで人件費の明細を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

119ページをお願いいたします。

継続費に関する調書となります。

亜炭鉱跡防災対策事業に係る継続費について、29年度末までの支出額、30年度末までの支出見込み額、31年度以降の支出予定額をお示しする調書となります。

なお、平成29年度、30年度までの支出額、支出見込み額の計及び31年度、32年度の支出予定額は、この後御説明する平成30年度一般会計補正予算（第7号）の補正額の継続費と突合させております。

120ページ、121ページは、債務負担行為に関する調書であります。

11件の債務負担行為について、平成31年度以降の支出予定額をお示ししております。

122ページをお願いいたします。

平成29年度決算値をベースに、後ほど御説明する一般会計補正予算（第7号）を反映させた地方債の平成30年度末現在高見込みと31年度当初予算を反映した31年度末の地方債現在高見込みをあらわした調書となります。

一番下の合計欄、29年度末現在高から右端の31年度末現在高見込額をごらんいただきますと、おわかりのとおり、31年度は防災行政無線のデジタル化に伴う消防債の増等によりまして増加傾向にあります。

次に、平成31年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて御説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成31年度会計別予算総括表であります。

このうち一般会計の予算総額は、何度も申し上げますが97億500万円、前年度比較で5億9,300万円の増、率にして6.5%の増となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました総計をごらんいただきますと、予算の総額は159億9,100万円、前年度と比較しますと10億7,300万円の増、率にして7.2%の増となり、いずれも昨年に続き過去最大の予算規模となりました。

なお、下水道事業につきましては、30年度まで特別会計として官庁会計方式で行ってまいりましたが、31年度からは地方公営企業法を全部適用する公営企業会計に移行します。そのため、減価償却費など企業会計特有の経費を新たに計上したことなどによりまして、前年度と比較して3億6,200万円の増となっており、一般会計の亜炭鉱跡防災対策事業費の増額などと合わせまして予算総額を押し上げる要因となっております。

2ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較しまして増減額の大きなものを中心に御説明いたします。

款01町税は、たばこ税などについては減収を見込むものの、個人所得の増加による町民税の増額や、償却資産の増加に伴う固定資産税の増額など、30年度の実績見込みに基づく増収を見込み、前年度より約2,083万9,000円増の23億9,448万6,000円。

款06地方消費税交付金は、10月からの消費税率の引き上げに伴う増額交付を見込み、前年度比較3,200万円増の3億4,200万円。

款08自動車取得税交付金・環境性能割交付金は、自動車、軽自動車の取得に伴う自動車取得税に対する市町村への交付金ですが、消費税率の引き上げに伴い、自動車取得税制度が9月末をもって廃止されるため、前年度比較700万円減の1,000万円と、自動車取得税にかわり10月以降新たに課せられる税に対する交付金、環境性能割交付金として下半期分の見込み額400万円を合わせて1,400万円を計上しております。

款09地方特例交付金は、幼児教育無償化に伴い、自治体の減収分を補填するための交付金、子ども・子育て支援臨時交付金など、前年度比較6,389万1,000円増の7,489万1,000円を見込んでおります。なお、子ども・子育て支援臨時交付金は、平成31年度限りの交付金でございます。

款10地方交付税は、国の地方財政対策において地方交付税総額が前年度比1.1%の増額との見込みが出たため、30年度の交付決定額に伸び率を上乗せして、また若干の余裕を確保し、5,000万円増の13億5,000万円を見込んでおります。

款12分担金及び負担金と次の款13使用料及び手数料で前年度比較1,898万5,000円、1,855万7,000円と大きく減額しております。これは幼児教育無償化に伴い、私立保育料、公立保育料の減収が主な要因でございます。

款15県支出金は、みたけ会館の改修やため池機能廃止事業に伴う県補助金や、県議会議員、参議院議員選挙の委託金の計上により、3,859万2,000円増の6億1,767万7,000円。

款18繰入金は、建設基本設計や建設基盤詳細設計等々、新庁舎整備に関連する事業費予算を大きくふやしたことにより財政調整基金繰入金を増額したほか、ほかの基金も目的に沿った事業費に充当するため、前年度比較2,616万6,000円増の2億8,885万円の繰り入れを予定しております。

款20諸収入は、平成31年度分の亜炭鉱跡防災対策事業助成金を計上した関係で3億7,699万3,000円増の29億4,582万7,000円、歳入全体の30.4%を占めております。

次の3ページが歳出比較表になります。

款02総務費は、地方創生事業費として計上していた滞在型農業体験施設建設に係る予算を大きく減額する一方、新庁舎整備に係る情報設備設計や建築基本設計、建設基盤詳細設計等々の事業費のほか、県議会議員、町長、町議会議員、参議院議員の選挙執行経費を計上したこと等によりまして、前年度より5,147万円増の11億9,692万8,000円。

款03民生費は、みたけ会館の耐震改修工事の計上や、介護保険特別会計への繰出金の増額、中保育園民営化に伴う引き継ぎ補助金の新規計上等によりまして、2,771万円増の22億323万7,000円。

2つ飛びまして、款06農林水産業費は、ため池廃止工事の設計やハザードマップの作成委託、新庁舎建設用地周辺の農業用施設の設計委託料の計上により、約3,716万円増の2億2,738万7,000円。

款08土木費は、都市計画基本図の修正、都市計画基礎調査の終了、都市計画マスタープランの策定完了など都市計画費の減額が大きく、土木費全体で約3,812万円減の8億7,651万3,000円。

款09消防費は、防災行政無線のデジタル化に伴う工事費を新規計上したほか、亜炭鉱跡防災対策事業の事業量の増により消防費全体で約5億270万円増の33億5,026万5,000円、一般会計全体の34.5%を占める予算となっております。

款10教育費は、伏見小学校校舎の現状調査業務、上之郷中学校、向陽中学校の特別教室の空調設備整備に向けた設計業務、公民館や中山道みたけ館の施設維持改修工事費、学校給食センターのフライヤーの更新などにより、約3,207万円増の7億2,140万9,000円としております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

昨年度までは一般会計、特別会計、企業会計の歳出予算について科目別、性質別に内訳表をお示ししておりましたが、31年度より会計別、科目別に節単位でまとめたものをお示しさせていただくこととしました。

6 ページでは、公営企業会計につきまして一般会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。表の下段の消費税から右側の科目は、企業会計特有の科目となります。

次の7 ページは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表であります。

ページをおめくりいただきまして、8 ページから12 ページまでは一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬、賃金の内容が載せてあります。

13 ページは、過去10年の当初予算の規模の推移表であります。

次に14 ページは、実質公債費比率の推移に関する調査表でございます。

次に、オレンジ色の表紙の資料につきましては、事業別予算説明書であります。一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容等を掲載しております。

もう一つの黄色の表紙のものは主要施策の概要であり、各課、係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、3 件の附属書類に関し、大まかに説明をさせていただきましたが、いずれの書類につきましても、予算書の内容を補完する資料であります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第6号 平成31年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時35分といたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時35分 再開

**議長（山田儀雄君）**

休憩を解いて再開をいたします。

議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

**保険長寿課長（日比野伸二君）**

それでは、議案第7号、第8号、第9号について御説明いたします。

初めに、議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

平成30年度より国民健康保険制度改革により岐阜県も保険者となり、国保の財政運営の中心的な役割を担っております。31年度は、新たな国民健康保険制度の2年目を迎えております。



それでは、予算書の123ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,400万円と定める規定をしています。

各款項ごとの予算額につきましては、124ページから126ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

127ページ、128ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ7,100万円の増となります。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、127ページをお願いいたします。

歳入からですが、初めに款01国民健康保険税につきましては、合計で3億9,161万2,000円、被保険者数の減少等により昨年度に比べ152万円の減となっています。保険税収入は、国民健康保険運営の根幹となります。被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解をいただきながら、引き続き税収の確保に努めてまいります。

款03県支出金につきましては、主に平成30年度より制度改正に伴い交付される保険給付費等交付金により、出産育児一時金、葬祭費を除いた給付金額の全額が県から交付され、歳出の保険給付費の財源となります。国庫負担金減額措置対策費補助金と合わせて17億1,549万9,000円となり、前年度より7,676万1,000円の増となります。

款05繰入金につきましては、保険税軽減による保険基盤安定繰入金など1億2,215万8,000円となり、前年度より432万5,000円の減となります。

款06繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして、前年度と比べ13万8,000円減の1,063万5,000円を計上しています。

続きまして、歳出について説明いたしますので、128ページをごらんください。

款02保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など過去の実績と今後の動向を見込み、合計で16億7,635万3,000円、前年度と比べて6,469万9,000円の増となります。出産育児一時金及び葬祭費を除き財源は、全額保険給付費交付金を充てております。

款03国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので、5億947万1,000円を計上しています。財源は、主に国民健康保険税となります。

款04保健事業費につきましては、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るため、特定健診、保健指導等を行います。疾病の予防、早期発見の鍵となる特定健康診断の受診率の向上に向けた受診勧奨事業の実施などにより2,994万2,000円を計上いたします。

なお、予算書の129ページから139ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類については、主要施策の概要つづり35ページから36ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の141ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,700万円と定める規定をしています。各款項ごとの予算額につきましては、142ページ、143ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

145ページ、146ページは、歳入歳出予算事項別明細書となります。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ630万円の増となっております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、145ページをお願いいたします。

歳入ですが、初めに款01保険料は1億5,411万7,000円で、前年度より853万円の増となっております。後期高齢者医療の保険料率は、岐阜県の広域連合により2年ごとに見直しされております。平成30年度からの2年間は、均等割額が4万1,214円、所得割率が7.75%となっております。

款03後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問歯科診療の健診費に対する広域連合からの委託金として587万2,000円を見込んでおります。

款04繰入金につきましては5,554万1,000円で、前年度より85万6,000円の減です。事務費やすこやか健診等、保健事業費及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金です。

款06繰越金は、前年度の決算を見込みまして141万1,000円を計上しました。

続きまして、歳出について説明いたしますので、146ページをお願いいたします。

款01総務費は、一般管理費と徴収費で合計281万2,000円、前年度より42万4,000円の減となります。

款02後期高齢者医療広域連合納付金につきましては2億625万3,000円で、前年度より811万円の増となります。これは、広域連合への保険料や事務費などの負担金です。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、歯科訪問健診に係る事業費等で、事業費全体で646万5,000円、前年度より42万5,000円の増となります。

款04の諸支出金100万1,000円は、過年度保険料などの還付金を予定しております。

なお、予算書の147ページから151ページまでが明細書となっております。

歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり37ページに関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

本年度は第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の2年目に当たり、計画で掲げております「みんなでつくろう安心と支え愛のまち」づくりを目指しまして、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

予算書の153ページをお願いいたします。

第1条第1項で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,500万円と定め、第2項で介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ700万円と定める規定をしています。

154ページをお願いします。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は17億3,200万円で、前年度当初予算に比べ6,170万円の増となります。

各事業勘定の款項ごとの予算額につきましては、155ページから159ページまでの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

まず、保険事業勘定から説明します。

161ページ、162ページは、歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ6,100万円の増となります。

詳細については、歳入歳出予算事項別明細書にて説明しますので、161ページをお願いいたします。

歳入からですが、初めに款01保険料は、特別徴収及び普通徴収を合わせて3億9,741万9,000円、昨年度より50万2,000円の減となっております。保険料収入につきましては、介護保険運営の根幹となります。被保険者の皆様に御理解をいただきながら、保険料の確保に努めてまいります。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る補助金、保険者機能強化推進交付金と合わせて3億7,898万8,000円となり、前年度より1,665万4,000円の増となります。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として給付費の27%で

すが、4億4,521万9,000円で、前年度より1,763万8,000円の増となっております。

款05県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%などで、補助金と合計で2億4,609万3,000円、前年度より948万2,000円の増となります。

款06繰入金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や事務費繰入金などで2億4,817万9,000円、前年度より1,584万3,000円の増となります。

また、款08繰越金につきましては、前年度の決算を見込みまして754万円を計上しています。続きまして、歳出につきまして説明いたしますので、162ページをお願いします。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など合計で2,346万3,000円、前年度より106万7,000円の増となります。

款02保険給付費は、訪問・通所・短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で16億504万4,000円を見込んでおります。前年度より4,653万9,000円の増となります。

款04諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業の精算に伴う償還金と過誤納金の還付金ですが、前年度と同額の160万円を計上しております。

款05地域支援事業費は、誰しものが住みなれた地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、要支援者の訪問・通所の居宅サービス費などの介護予防、日常生活支援総合事業経費、筋トレや高齢者ボランティアポイント、夢いろ体操DVD作成などの一般介護予防事業経費など、あと地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、認知症対策事業などの包括的支援・任意事業の事業費として8,941万9,000円、前年度より927万2,000円の増となります。

なお、予算書の163ページから175ページまでが明細書となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。

ここからは要支援1・2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定であります。

181ページ、182ページは、歳入歳出予算事項別明細書であります。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ70万円の増となります。

詳細については、歳入歳出予算事項別明細書にて説明してありますので、181ページをお願いします。

初めに、歳入の款01サービス収入ですが、要支援認定者のサービスプランの作成による介護報酬のサービス収入として686万3,000円、前年度より66万5,000円の増となります。

182ページをお願いします。

歳出の款01事業費は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業費として539万6,000円、前年度より158万3,000円の増となります。

款02諸支出費146万7,000円は、保険事業勘定への繰出金となります。

なお、予算書の183ページから184ページまでが明細書となっております。

なお、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり38ページから42ページまでが介護保険特別会計の関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で議案第7号 平成31年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第8号 平成31年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成31年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

平成31年度水道事業会計予算並びに下水道事業会計予算については、常任委員会協議会で説明させていただいておりますので、私のほうからは概要のみの説明とさせていただきます。

初めに、議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の185ページをお願いいたします。

第1条は、当会計予算を定める総則です。

第2条で業務の予定量を規定しています。1. 給水件数は6,530件、2. 年間総給水量を216万立方メートル、3. 1日平均給水量5,918立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、昨年度に引き続き、上之郷中学校までの重要給水施設配水管整備工事や南山台東団地面整備移設工事などの送配水管及び施設改良事業、水道施設等耐震化事業を進めてまいります。186ページからがそれぞれの予定額の総額です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第3条、収益的収入及び支出は、収入の第1款水道事業収益、支出の第1款水道事業費用ともに6億2,200万円を計上いたしました。

187ページに移りまして、第4条、資本的収入及び支出は、収入の第1款資本的収入8,250万円、支出の第1款資本的支出2億3,600万円を計上いたしました。

なお、第4条本文中、括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,350万円は、過年度分損益勘定留保資金3,133万9,000円、当年度分損益勘定留保資金9,470万円、減債積立金1,168万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,577万6,000円で補填するものでございます。

次に、188ページをお願いいたします。

第5条から第8条において一時借入金の限度額などを定めておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

続いて、予算説明書となります。

189ページからは予算実施計画、192ページからは給与費明細書となっております。

197ページからは平成31年度の予定貸借対照表と注記を、202ページからは平成30年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

209ページからは予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入は、款1水道事業収益6億2,200万円です。主な収入として、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料4億6,300万円のほか、項2営業外収益、目2長期前受金戻入1億2,930万円などを計上しております。

210ページからは支出です。

款1水道事業費用は6億2,200万円です。主な支出は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節31受水費2億2,900万円のほか、目2配水及び給水費、節15修繕費2,460万円、節22委託料は、検満量水器取りかえ業務委託料などで1,731万9,000円。211ページに移りまして、目4総係費、節22委託料は、水道料金収納事務等業務委託料などで1,901万8,000円。212ページに移りまして、目5減価償却費2億2,000万円。項2営業外費用、目3消費税1,500万円などを計上しています。

213ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は8,250万円です。主な収入として、項1出資金は、一般会計からの水道管路耐震化事業などの出資金1,350万円。項2負担金は、節1給水申込金、節2工事負担金を合わせて5,630万円。項3補助金は、節1県補助金1,270万円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は2億3,600万円です。214ページに移りまして、目2建設改良事業費、節12工事請負費は、送配水管及び施設改良工事など1億8,910万円、節22委託料は、新庁舎等整備に伴う配水管設計業務委託料など1,200万円。項2償還金は、企業債元金償還金で1,168万5,000円を計上しております。

215ページをお願いいたします。

平成31年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。

Iの業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示しておりますとおり、平成31年度の純利益は1,053万7,000円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり43ページに主な事業概要を記載しておりますので、後ほどあわせてお目通しをお願いいたします。

以上で議案第10号 平成31年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

本町の下水道事業は、平成31年度から地方公営企業法を全部適用し、特別会計から企業会計に移行します。そのため、水道事業と同じ形式の予算書となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書の217ページをお願いいたします。

第1条は、当会計予算を定める総則です。

第2条で業務の予定量を規定しています。1. 整備区域内人口は1万600人、2. 年間排水量を158万7,800立方メートル、3. 1日平均排水量4,350立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業としまして、南山台東団地面整備工事や中汚水幹線管渠改築工事などの未復旧対策整備事業、老朽管対策改築事業を進めてまいります。218ページからがそれぞれの予定額の総額です。詳細は、後ほど説明させていただきます。

第3条、収益的収入及び支出は、収入の第1款下水道事業収益7億5,200万円、支出の第1款下水道事業費用6億5,400万円を計上いたしました。

219ページに移りまして、第4条、支出的収入及び支出は、収入の第1款資本的収入1億9,000万円、支出の第1款資本的支出5億8,100万円を計上いたしました。

なお、第4条本文中、括弧書きに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,100万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,258万円、引継金4,029万8,000円、当年度損益勘定留保資金2億2,639万7,000円並びに当年度利益剰余金処分額1億1,172万5,000円で補填するものでございます。

220ページをお願いいたします。

公営企業法適用に伴い、第4条の2で特例的収入及び支出として、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収及び未払金の金額を定めています。

第5条、債務負担行為は、公共下水道事業計画変更計画策定業務の平成32年度の限度額を500万円と定めるものです。

次のページ、第6条、企業債は、公共下水道建設事業や流域下水道事業負担金で合わせて限度額を1億240万円とさせていただいております。起債の方法、利率、償還の方法については、後ほどお目通しをお願いいたします。

第7条から次のページ、第11条までは一時借入金の限度額などを定めておりますので、後ほ

どのお目通しをお願いいたします。

続いて、予算説明書となります。

225ページからは予算実施計画、227ページからは給与費明細書となっております。

232ページは債務負担行為に関する調書、233ページからは平成31年度予定開始貸借対照表と注記を、238ページからは平成31年度予定貸借対照表並びに注記となっております。

243ページからは予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入は、款1下水道事業収益7億5,200万円です。主な収入として、項1営業収益、目1下水道使用料1億9,500万円。項2営業外収益、目2他会計負担金2億1,905万2,000円、目3他会計補助金2億2,907万4,000円、目5長期前受金戻入9,671万1,000円などを計上しております。

次に244ページをお願いいたします。

支出です。

款1下水道事業費用は6億5,400万円です。主な支出は、項1営業費用、目1総係費、節22委託料は、使用料徴収業務などで3,420万2,000円。次のページの目2流域下水道維持管理負担金9,699万6,000円、目3減価償却費3億2,310万9,000円。項2営業外費用は、企業債支払利息や消費税など1億335万9,000円。項3特別損失は、節2退職給付費、節3賞与引当金繰入額などで3,376万2,000円を計上しました。

次に、資本的収入及び支出の主なものを説明させていただきます。

収入の款1資本的収入は1億9,000万円です。項1企業債は、公共下水道事業債などで1億240万円。次の246ページです。項2出資金は、一般会計からの出資金で3,067万4,000円。項3補助金は、節1国庫補助金などで3,118万1,000円。項4受益者負担金及び分担金は、南山台東団下水道整備による受益者負担金などで2,574万5,000円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は5億8,100万円です。項1建設改良費、目1下水道施設費、節22委託料は、公共下水道事業計画変更計画策定業務などで1,485万円、次の247ページ、節31工事請負費は、南山台東団地面整備工事などで1億1,112万9,000円、節32補償費は3,000万円。項2償還金は、企業債元金償還金3億9,409万6,000円を計上しております。

248ページをお願いいたします。

平成31年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。

1の業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示していますとおり、平成31年度の純利益は1億2,042万7,000円を見込んでおります。

また、附属資料といたしまして、主要施策の概要つづり44ページに主な事業概要を記載しておりますので、後ほどあわせてお目通しをお願い申し上げます。



以上で議案第11号 平成31年度御嵩町下水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

**議長（山田儀雄君）**

次に、補正予算について行います。

議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

**総務防災課長（須田和男君）**

それでは、議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入・支出の見込みの精査などによる増額または減額補正が主なものとなっております。

初めに、第1条では既決の予算総額から9億7,438万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を84億6,870万1,000円とする旨の規定をしております。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから5ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

また、継続費の補正は第2表で、繰越明許費の補正は第3表で、地方債の補正を第4表に規定しております。

継続費の補正について御説明しますので、6ページをお願いいたします。

亜炭鉱跡防災対策事業につきましては、平成32年度までの継続費を設定しておりますが、先般の臨時会で御審議をいただきましたとおり、亜炭鉱跡防災対策事業第1期②防災工事から第4期防災工事の3本の工事について契約を締結し、支出見込みが立ちましたので、当初予定した30年度の年割額との差額9億872万円を減額し、同額を32年度の年割額に上乘せする変更であります。

ページをおめくりいただきまして、7ページ、第3表は繰越明許費の補正で、変更1件、追加4件をお願いします。

上段の変更は小学校空調設備設置事業で、先般、御嵩小学校の空調設備工事について契約を締結しましたので、当初見込んでいた予定額との差額2,720万円を減額変更させていただきます。

追加の1番目、第四次L G W A N接続環境構築業務は、整備に必要な指定機器の調達が遅延したことによりまして年度内の完了が見込めなくなったため、事業費全額となる210万4,000円

の繰り越しをお願いします。

2番目の新庁舎建設基本設計業務（基盤設計・道路設計）と3番目の基本構想等策定支援業務につきましては、今日まで新庁舎整備用地の取得に向けて土地所有者との交渉を一生懸命やってきましたが、計画地全体をまとめるに至らなかったことから、これら事業につきましても翌年度へ繰り越しをさせていただくものであります。

4番目の境界地橋梁維持管理負担金は、可児市が発注し、進めております平貝戸橋等補修工事に対する負担金ですが、補修工事に必要な資材の調達が遅延しまして年度内の完了が見込めなくなったことから、翌年度に繰り越すものでございます。なお、工事の中でPCB処分費等増額要因が生じたため、既決予算に390万円を増額し、合わせて3,800万円の繰り越しとしております。

8ページ、第4表は地方債の補正で、1つ目の境界地橋梁維持管理負担金負担事業は、平貝戸橋補修に充てられる補助内示が当初の見込みより少なくなったため、補助裏に充てる公共事業等債についても限度額を60万円減額するものであります。

2つ目の空調設備設置事業は、御嵩小学校、伏見小学校の空調設備の整備のため1億7,820万円の借入を予定しておりましたが、御嵩小学校については工事請負契約を締結したことから2,040万円を減額するものであります。

利率、償還方法等については、変更はございません。

11ページをお願いします。

まず、歳入について御説明させていただきます。

款01町税の項01町民税から項03軽自動車税までは決算見込みによる増額で、合わせて1,919万円の増額を見込んでおります。

款14国庫支出金の目01民生費国庫負担金は、介護保険に係る保険料軽減対策者数の見込みによりまして4万5,000円の増額。

12ページの中ほど、項02国庫補助金の目02民生費国庫補助金は、みたけ会館の耐震改修設計について耐震化部分の補助採択を受けましたので、防災・安全交付金11万2,000円の皆増と、放課後児童クラブの実績見込みにより、子ども・子育て支援交付金を44万4,000円減額しております。

同じく目03衛生費国庫補助金は、浄化槽の設置基数の確定と過去にいただいた補助金を精算し、274万6,000円を皆減しております。

目04土木費国庫補助金も耐震関連事業の実施件数に基づいて200万7,000円を減額。

目06教育費国庫補助金は、私立幼稚園就園奨励費、小・中学校特別支援教育就学奨励費とも、補助内示、あるいは実績見込みによりまして増減をしております。

3段目の項03委託金の民生費委託金は、年金制度の改正に伴うシステム改修を予定していましたが、制度改正が先送りされたため、システム改修に係る交付金も減額されたことによるものでございます。

13ページ上段、款15県支出金の目02民生費県負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、介護保険低所得者保険料軽減県負担金とも交付決定、もしくは保険料軽減対策対象者数の見込みによりまして、それぞれ増額をしております。

中ほどの表、目02民生費県補助金は、放課後児童クラブの実績見込みによる子ども・子育て支援事業費補助金の減額、低年齢児保育事業補助金は、保育士不足により事業ができなかったため、計上予算を皆減しております。私立保育園における療育支援体制に対し新たに県補助制度が創設されたことにより、事業費の2分の1に当たる75万7,000円を皆増。

それから、目03衛生費県補助金、目06土木費県補助金とも、国庫補助同様、浄化槽の設置基数の確定や、建築物の耐震事業の実施件数の見込みによりまして減額するものが主なものとなっております。

下段、県支出金の目06教育費委託金は、県内学校の校務支援システムを共通化するための準備に係る委託金として30万円を新たに計上しております。

14ページ、款18繰入金の目01財政調整基金繰入金は、補正予算の財源調整のため、6,764万8,000円の繰り入れ減。

目05福祉向上基金繰入金は、先ほど御説明しましたみたけ会館の改修設計の耐震部分について防災・安全交付金の採択を受けましたので、その分、11万2,000円を繰り入れ減としております。

中ほどの目02後期高齢者医療特別会計繰入金は、一般会計で負担していましたが後期高齢保健事業に係る旅費相当分2万3,000円を繰り入れ増としております。

款20諸収入の目04放課後児童クラブ利用者負担金は、負担金収入の決算見込みにより75万円の増額。

目05雑入、節01総務費雑入は、本年度加入した全国町村会災害対策費用保険からの給付金で、昨年、本町が避難勧告等を発令した3つの台風において要した経費の一部、185万5,000円を皆増。

節05商工費雑入は、東美濃ナンバー実現協議会の解散に伴う負担金の返還金26万4,000円。

節07消費費雑入は、防災士資格取得者の確定に伴い、受講負担金を15万2,000円減額するものと、30年度の事業費の見込みにより、亜炭鉱跡防災対策事業助成金を9億872万円減額してあります。なお、この減額分は、継続費において32年度予算に移行させてあります。

款21町債につきましては、第4表 地方債補正で御説明したとおりでございます。

16ページからは歳出となります。

議会費を飛びまして、款02総務費、項01総務管理費、目01一般管理費は、ふるさとみたけ応援寄附金の返礼率の見直しによる報償費の減額や県との人事交流負担金の減額など、全体で421万4,000円の減額であります。

目03企画費は、ふれあい予約バスのバス停を1カ所新設するための備品購入費11万1,000円の増額。

目06庁舎整備費は、新庁舎の基本設計着手に至らなかったことによるプロポーザル参加謝礼62万円、建設基本設計業務委託料等で4,720万円、オフィス環境調査委託料の差金として85万5,000円を、それぞれ減額しております。

目09環境モデル都市推進費は、第2期アクションプラン策定委託料で156万8,000円と使用料及び賃借料、太陽光発電等補助金とも実績に基づく決算見込みによりまして、合わせて206万円を減額しております。

最下段、目16基金費は、本補正予算の歳入歳出差額3,027万3,000円を庁舎整備基金へ積み増ししております。

17ページ、項02徴税费は、徴収事務嘱託員の報酬、能率給分について18万円の減額。

項05統計調査費は、住宅・土地統計調査員の報酬単価の増額に伴い、5万円を増額。

3番目の表、款03民生費、項01社会福祉費、目02国保年金事務等取扱費は、国の制度改正の先送りに伴う国民年金システムの改修委託料の減額と国保基盤安定繰出金の額の決定による増額分を相殺しまして890万3,000円の増額。

それから、目03みたけ会館費は、耐震設計部分の防災安全交付金の採択による財源内訳の変更であります。

目05介護保険費、目08後期高齢者医療費とも繰出額の決定や給付費の決算見込みによる増減でございます。

18ページの民生費の項02児童福祉費、目02児童運営費は、節18で上之郷保育園のガステーブル故障に伴う購入費の増額と、歳入でも触れましたが、私立保育園低年齢児保育事業が保育士不足により未実施となったことによる補助金の減額、合わせて133万5,000円の減額。

目05放課後児童クラブ運営費の賃金、役務費は、決算見込みによる増減。

節15工事請負費と節18備品購入費につきましては、31年度の伏見小学校放課後児童クラブの利用申請を受け付けましたところ、定員の1.5倍に当たる61人の申請があったことから、年度内に空き部屋を放課後児童クラブスペースへと改修する工事費及びエアコン等の必要な備品を購入する予算、合わせて200万円の増額をお願いするものであります。

下段の表、款04衛生費、目02予防費、目03母子保健費とも医薬材料費や妊婦健診委託料、妊

婦健診助成金等々、決算見込みにより減額しております。

目05環境衛生費も浄化槽の設置基数の確定による補助金の減額。

目06環境政策費につきましても、希少野生生物保護監視員の減員による報酬の減額と物品借上料等、決算見込みによりまして目全体で26万8,000円の減額としております。

19ページ上段で款06農林水産業費、目04農地費は、可児川防災等ため池組合への負担金の減、可児土地改良区への負担金の増、合わせて447万2,000円の減額。

款08土木費、目01土木総務費につきましても、決算見込みにより県道改良事業負担金を75万円減額しております。

3段目、項02道路橋梁費、目01道路橋梁総務費につきましては、繰越明許費の追加でも御説明しましたとおり、可児市が施工しております平貝戸橋補修工事についてPCBの処分費等、事業費の増額に伴い、負担金を390万円増額しまして、既決予算と合わせまして3,800万円を翌年度へ繰り越しさせていただくものであります。

目02道路維持費は、電柱、水道の移転補償費について事業の見込みにより240万6,000円の減額です。

20ページ、土木費の目01都市計画総務費は、耐震関係の補助金の決算見込みにより380万円を減額。

中ほど款09消防費、目04防災費は、防災士資格取得に係る防災士機構への負担金と資格取得受験者に対する補助金の決算見込みにより、合わせて38万8,000円を減額。

目05亜炭鉱対策費は、30年度の事業費の実績見込みにより、委託料、工事請負費、合わせて9億872万円の減額です。継続費の補正でも御説明しましたとおり、減額分はそのまま32年度事業へ移行しております。

款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費は、役務費で外国語指導助手派遣手数料を実績見込みにより45万6,000円減額、委託料では、統合型校務支援システム導入準備のためのネットワーク設定に要する委託料として、歳入と同額の30万円を新規に計上しております。使用料及び賃借料は、サーバーのリース料など実績に基づき、44万7,000円の減額です。

21ページに移りまして、負担金、補助及び交付金は、私立幼稚園奨励費補助金、英語検定料補助金とも実績見込みによる減額110万円でございます。

教育費の項02小学校費は、御嵩小学校の空調設備設置工事費ほか、いずれも事業費の確定、もしくは決算見込みにより、全体で2,823万9,000円の減額としております。

項03中学校費につきましても、事務機器の借り上げ料を初め決算見込みにより、合わせて174万円の減額。

22ページ、目02公民館費につきましても、中公民館の空調設備改修調査業務委託料、上之郷

公民館以外の公民館の屋根や外壁等、定期調査等業務委託料の実績により121万3,000円の減額。

表の2段目、目03学校給食センター費は、重油単価の高騰によりボイラーの燃料費が不足したため、71万2,000円を増額させていただくものであります。

23ページには特別職の給与費明細書をお示ししております。表の一番下段、比較欄のその他の特別職で2名マイナスとなっておりますが、希少野生生物保護監視員2名の減によるものでございます。

24ページは継続費の進行状況等に関する調書、それから25ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### 保険長寿課長（日比野伸二君）

それでは、議案第13号、第14号、第15号について御説明いたします。

初めに、議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算書つづりの黄色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

今回の補正は年度末の補正であり、歳入では、負担金等、交付決定などに伴う補正であります。また、歳出は、保健事業の支出見込み、療養給付費負担金の精算などに伴う補正でございます。

初めに、第1条で歳入歳出の総額に909万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,798万円とする旨を規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しをお願いします。

4ページをお願いします。

まず、歳入について説明させていただきます。

款05繰入金、項01他会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入金の確定により909万9,000円の増額となります。

続きまして、歳出の詳細について説明します。

5ページをごらんください。

上段の款03国民健康保険事業費納付金、項01医療給付費分、目01一般被保険者医療給付費分は、保険基盤安定繰入金の補正に伴う財源内訳の変更であります。

中段の款04保健事業費、項02特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導の終了による支出見込みなどにより313万1,000円の減額です。

下段の款05基金積立金は、歳出余剰分を国民健康保険基金へ積み立てを行うもので、1,100万円の増額です。国民健康保険基金につきましては、年度見込み残高として2億1,533万5,398円となり、今後の国民健康保険事業費納付金の増加に伴う保険税率の抑制のために支出してまいります。

6ページをごらんください。

上段の款06諸支出金、項01償還金及び還付加算金、目03償還金は、平成29年度の療養給付費等負担金精算額の確定に伴い、96万8,000円の増額です。

下段の款07予備費ですが、収支見込みによる調整として26万2,000円の増額となります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書つづりの中の薄紫色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額に58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,489万6,000円とする旨を規定しています。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、4ページをお願いします。

歳入から説明いたします。

上段の款01保険料、項01後期高齢者医療保険料は、賦課の見込みにより、目01特別徴収分が58万2,000円の減額、目02の普通徴収分が133万9,000円の増額、合わせて75万7,000円の増額です。

中段の款03後期高齢者医療広域連合支出金、項01委託金は、保健事業の旅費、健診終了による支出見込みによる44万円の減額です。

下段の款04繰入金、項01一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定により26万4,000円の増額です。

続きまして、歳出の詳細について説明いたします。

5 ページをお願いします。

上段の款02後期高齢者医療広域連合納付金、項01後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金の賦課見込み、保険基盤安定負担金の決定により102万1,000円の増額です。

中段の款03保健事業費、項01健康保持増進事業費は、健診事業の終了に伴う支出見込みにより46万3,000円の減額です。

下段の款04諸支出金、項02繰入金は、一般会計で支出した旅費につきまして委託金の対象となったことから相当額を一般会計に繰り出しするもので、2万3,000円の増額となります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正予算つづりの中のオレンジ色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いします。

第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,758万4,000円とする旨を規定しています。

今回の補正は、歳入においては、国・県支払基金の交付決定等に伴う増額です。歳出においては、決算見込みにより保険給付費の増に伴う増額補正であります。

保険事業勘定の各款項ごとの補正額につきましては、2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどのお目通しをお願いします。

5 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明いたします。

1 段目の款03国庫支出金、項01国庫負担金は、国庫負担金対象額内示に伴い、654万8,000円の増額です。

2 段目の項02国庫補助金は、見込み交付率の見直しによる減、システム改修費補助金、保険者機能強化推進交付金の交付額の確定などによる増、合わせて124万3,000円の減額であります。

3 段目の款04支払基金交付金は、介護給付費の支出見込みにより238万9,000円の増額です。

4 段目の款05県支出金、項01県負担金、目01介護給付費負担金は、国庫負担金対象額内示に伴い、335万8,000円の増額です。

6 ページをごらんください。

2 段目の款06繰入金、項01一般会計繰入金は、目01介護給付費繰入金、保険給付費の増に伴い、110万6,000円の増額。

目04低所得者保険料軽減繰入金は、第1段階被保険者数の見込みにより8万9,000円の増額。

目05その他繰入金は、システム改修費補助金額確定に伴い、36万4,000円の減額。

款全体で合わせて83万1,000円の増額です。



続きまして、歳出の詳細について説明をいたします。

7ページをごらんください。

1段目の款01総務費、項02賦課徴収費は、システム改修費補助金額確定に伴う財源内訳の変更であります。

2段目の款02保険給付費、項01保険給付費は、年度末に係る保険給付費の支出の精査により914万円の増額です。

3段目の款05地域支援事業費、項01介護予防・日常生活支援総合事業費は、保険者機能強化推進交付金額確定に伴う財源内訳の変更であります。

4段目の款06予備費ですが、収支見込みによる調整として274万3,000円の増額となります。

以上で議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上3件の補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 鍵谷和宏君。

#### 上下水道課長（鍵谷和宏君）

それでは、議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりの黄緑色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、事業費の確定による増減及び平成31年度からの企業会計移行に伴う下水道基金の処理などによる補正です。

第1条で予算総額に2,518万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,269万9,000円とする旨を規定しております。

第2項、款項ごとの補正額につきましては、2ページに掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

第2条の繰越明許費は、3ページの第2表 繰越明許費で説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

事業名、下水道整備事業4,540万円は、南山台東団地で進めております下水道整備工事及び設計委託業務について、地下埋設物のガス管の埋設位置が当初設計で想定していた位置と相違があったことから年度内の事業完了が見込めないため、予算繰り越しをさせていただくもので

す。

4 ページは歳入歳出補正予算事項別明細書ですので、後ほどのお目通しをお願いして、5 ページをお願いいたします。

歳入補正です。

款06繰入金、目01下水道基金繰入金は、平成31年度から企業会計へ移行することにより下水道基金での管理ができなくなることから全額繰り入れるため、2,518万8,000円増額するものです。

次の6 ページからは歳出です。

款01下水道事業費、項01下水道管理費、目01下水道維持管理費、節19負担金、補助及び交付金の流域維持管理負担金は、実績見込みにより704万5,000円の減額です。

下の段へ移りまして、項02下水道施設費、目01下水道建設費、節19負担金、補助及び交付金は流域下水道事業建設負担金で、県事業が増額されるため、104万7,000円の増額です。

款04予備費は3,118万6,000円増額し、計4,029万8,000円を平成31年度下水道事業会計への引継金とさせていただくものです。

以上で議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

これより条例関係等について行います。

議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 小木曾昌文君。

#### 企画課長（小木曾昌文君）

議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづり6 ページをお開きください。

こちらでは御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する改正文をお示ししておりますが、改正内容につきましては資料のほうで御説明させていただきますので、あわせて資料つづりの2 ページをお開きください。

改正の趣旨としまして、平成30年に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、国や民間企業におきまして働き方改革が進められております。本町におきましても、職員の健康保持や人材育成の観点から、長時間労働の是正などの取り組みについて条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置を講ずるため、条例の第8条に規則委任の条項を加えるものであります。

その長時間労働の是正のための措置といたしまして、国家公務員の措置に準拠した措置を規則で講ずるとしまして、時間外勤務命令を行うことができる上限の設定、長時間労働に対する医師の面接指導の強化、客観的な方法による労働時間の状況の把握などであります。

施行日は、平成31年4月1日です。

資料つづり3ページには条例の新旧対照表をお示ししておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で議案第17号 御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（山田儀雄君）

議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 高木雅春君。

#### 福祉課長（高木雅春君）

それでは、議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりは7ページとなりますが、資料のほうで御説明させていただきますので、資料つづりの4ページをお願いいたします。

初めに、本条例の改正の趣旨でございますが、地方分権に関する提案募集を踏まえまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、一部改正をするものでございます。

次に、条例の改正概要について御説明いたします。

今回の改正点は4点ございます。

1点目は、今回の改正にあわせ本町の他の条例との体裁を整えるため、条例名に「御嵩町」を加えるものです。

2点目は、これまで災害弔慰金の災害援護資金の貸し付けを受けるためには保証人を必要としていましたが、今後は保証人なしでも貸し付けを受けることができるものといたします。

3点目は、年3%の貸付利率を保証人を立てた場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、年3%以内で今後規則で定める利率といたします。この場合におきまして、保証人については民法の規定が適用されます。保証人をつけて借り入れ申し込みをしたときは無利子となりますが、貸し付けを受けた後に保証人が死亡した場合は保証人の役割が親族に相続されることにな

りますので、無利子のまま貸し付けを継続いたします。また、相続放棄などの理由等でも貸し付け途中で保証人がいなくなってしまう場合も、無利子のまま貸し付けを継続することとなります。

最後、4点目の改正概要は、災害援護資金の償還方法の規定についてでございます。年賦償還及び半年賦償還に加えまして月賦償還を追加するものでございます。

この改正条例の施行日は、平成31年4月1日としております。

次の5ページは新旧対照表になりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての御説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

#### **議長（山田儀雄君）**

議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野伸二君。

#### **保険長寿課長（日比野伸二君）**

議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案つづりは8ページ、資料つづりは6ページでございます。

内容につきましては資料つづりで御説明いたしますので、資料つづりの6ページをお願いいたします。

四角く囲った枠内の改正趣旨をごらんください。

今回の改正は、本年10月から消費税が8%から10%に移行することに伴いまして、低所得者の保険料負担を軽減する方策として介護保険料の軽減強化を図れるよう、関係する御嵩町介護保険条例及び御嵩町介護保険条例の一部を改正する条例、以上2つの条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、第1条で御嵩町介護保険条例におきまして、現在、第1段階の方の保険料に軽減がかかっておりますが、消費税10%への移行に伴い、2020年度までの第2・第3段階の方を対象に保険料の軽減を拡大できるようにいたします。保険料率については町長が別に定めることを追加しております。

第2条で介護保険条例の一部を改正する条例附則第4項におきまして第1段階における保険料率が規定されているので、それを削ります。

施行日は、平成31年4月1日といたします。

なお、経過措置として、平成30年度以前までの保険料は、従前の例によります。

資料7ページ、8ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただきま

すようお願いいたします。

以上で議案第19号 御嵩町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後1時00分 再開

**議長（山田儀雄君）**

休憩を解いて再開をいたします。

議案第20号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 可児英治君。

**農林課長（可児英治君）**

それでは、議案第20号 指定管理者の指定について御説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

御嵩町滞在型農業体験施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、御嵩町滞在型農業体験施設。

2. 指定管理者となる団体の名称は、岐阜県可児郡御嵩町中2305番地、一般社団法人てらす、代表理事 矢島幹也。

3. 指定期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までであります。

次に、資料つづりの9ページをお願いいたします。

1. 指定の内容は、先ほど説明いたしました議案のとおりです。

2. 法人の概要について、一番下の段、法人の沿革を御説明いたします。

平成30年2月、一般社団法人てらす、法人成立。平成30年4月、御嵩町観光協会入会。平成30年5月、御嵩町特産品開発普及協議会事務局でございます。

次の10ページをお願いいたします。

3. 指定管理者の選考の経過・理由について御説明します。

移住及び定住の促進や農業体験による新規就農者の確保を促進する目的で設置する御嵩町滞在型農業体験施設の指定管理者を平成30年12月26日から平成31年1月28日まで公募したところ、一般社団法人てらすの1事業者から応募がありました。

選考の経過については、御嵩町指定管理者選考委員会設置要綱に基づき、平成31年2月1日の第1回選考委員会において、一般社団法人てらすから提出された御嵩町滞在型農業体験施設指定管理者指定申請書に関して事業者からの提案理由の説明を受け、2月4日の第2回選考委員会において審査を行いました。

決定に当たっては、御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例第16条第3項に規定する指定管理者として指定するための基準により、適切に体験施設の管理を行うことができると認められることから、一般社団法人てらすを指定管理者の候補事業者として選定することが妥当であると総合的に判断いたしました。

以上で議案第20号 指定管理者の指定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（山田儀雄君）

続いて、発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

9番 加藤保郎君。

#### 9番（加藤保郎君）

それでは、発議第1号 御嵩町議会基本条例の制定について説明させていただきます。

御嵩町議会基本条例を次のとおり提出する。平成31年2月27日提出、提出者、御嵩町議会議員 加藤保郎。賛成者、御嵩町議会議員 谷口鈴男、同じく岡本隆子、同じく高山由行、同じく奥村雄二。

説明につきましては資料つづりの11ページで行いますので、よろしくお願いたします。

この条例の制定の目的です。この条例は、町民に身近な議会及び議員が果たすべき基本的な事項を定めることにより、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上及び豊かなまちづくりに寄与することを目的とし、議会の最高規範として制定するものであります。

概要のうち特に皆さん方に示すのは、第2章、議会及び議員の活動原則であります。これは本文第2条から第5条までのもので、議会の基本的及び義務的な活動、委員会運営の基本的な活動、議員の基本姿勢及び議会活動、また能力向上のために行う議員研修についての規定をしております。

続いて、第3章です。町民と議会の関係であります。これは本文第6条から第8条に記載があります。議員の倫理性と品位を持った行動、議会活動の情報公開と説明責任に関する義務的な方針、さらには議会広報活動の充実についての規定であります。

続きまして、第4章、町長等と議会の関係、第9条から第11条までの記載であります。町長等と議会が最良の施策を実現するための議会審議の方法、政策形成過程等の審議に際しての論点項目、議決事件の追加について規定をしております。

第5章、議会の合意形成、これは第12条であります、議会運営に係る議員間の討議による合意形成について規定をしております。

以下、第6章、適正な議会機能、第13条から第18条、同じく第7章、議員定数・議員報酬、第19条、第20条、第8章につきましては見直し手続、第21条に規定をしております。

これらの施行期日を公布の日からとしております。

条例を熟読され、審議をよろしくお願いします。

以上で終わります。

---

### 議案の審議及び採決

#### 議長（山田儀雄君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

補正予算書の18ページの希少野生生物保護監視員報酬についてお尋ねをいたします。

これは協議会の説明では、平成30年に補充を考えたが、専門的な分野なので適任者が見つからなかったという御説明でしたけれども、この2名が退職されたのは、いつごろ退職されましたでしょうか。

**議長（山田儀雄君）**

環境モデル都市推進室長 山田敏寛君。

**環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）**

岡本議員の御質問にお答えいたします。

それぞれ3月20日、3月21日に申し出がありまして、3月31日付で解職したものであります。以上です。

[挙手する者あり]

**議長（山田儀雄君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

そうしますと、ほぼ1年、2名が不在のまま、本来なら3名体制というところが1名体制でこの監視員の活動が来たわけですね。

それで、この野生生物保護監視員の設置要綱というのを見ますと、第6条で週1回以上業務について報告を行うということが書いてありまして、この保護監視員の活動というのは非常に、週1回以上活動されているということで、その任務を行う方が2名、1年間不在ということは、環境モデル都市でもあり、御嵩町は野生生物保護条例をつくり、レッドデータのブックをつくり、そういったことをしている上で、本当にそういう体制、そのまま1年放置したということについては非常にゆゆしき問題ではないかなあと思うんですが、それについてはどういう御見解なのでしょうか。

この間の説明ですと、生物環境アドバイザーから次は選びたいということだったんですが、そこから選ぶということであれば早くに選ぶことができたんじゃないかなと思うんですけれども、御見解をお伺いいたします。

**議長（山田儀雄君）**



環境モデル都市推進室長 山田敏寛君。

**環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）**

おっしゃるとおり、環境モデル都市推進室としましても希少野生生物の保護につきましては、監視員3名が適当と考えておりまして、そこを目指して委嘱を常々考えてきましたけれども、繰り返しになりますけれども、保護監視員の要綱による委嘱の条件、専門知識、履歴及び性向、またそれから当然のこととして本人の承諾が必要なことから、1年といいますか、この時点で委嘱に至らず減額させていただくものでありまして、常々考えてきましたけど、見つかるに至らなかったということでございます。

なお、現在、新年度から3人体制ということを目指しまして進めておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

**9番（加藤保郎君）**

民生文教常任委員会の折にも質問をさせていただきましたが、この件については当初予算との関係もありますので、実際、ここでお聞きをしておかないと向こうの審議にも差しさわりがありますので、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思いますが、補正予算書22ページ、あの答弁の中でちょっと私も納得がいかなかったのであれなんです、10の4の2の設計委託の関係で空調設備改修調査業務委託料、中公民館の関係ですが、233万3,000円の当初予算について192万8,000円で落札して、40万5,000円、今回減額するわけですが、この調査業務の内容、どのような結果が示されたかについて1点、御答弁をお願いしたいということ。

次の業務委託、特定建築物定期調査等業務委託料の229万9,000円が当初で80万8,000円の減額ということで、落札率が64%ほどで140万円で落札しておるわけですが、特定建築物の成果表というのはどのような成果が得られたかを、この2点、よろしくお願ひします。

**議長（山田儀雄君）**

生涯学習課長 石原昭治君。

**生涯学習課長（石原昭治君）**

それでは、加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、中公民館の空調設備改修調査業務委託料に関してであります。この業務ですけれども、中公民館の空調設備が老朽化によりまして切りかえを行う必要が出てきております。それに関しまして、調査内容としまして、新しく空調設備等を切りかえた場合にCO<sub>2</sub>削減量がど

れほど減るのか、そういった検証のほうを調査いたしました。この委託を発注した理由としては、中公民館の改修設備の事業としまして、環境省が関連します地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業、これは補助率が2分の1になりますけれども、この事業を活用して改修事業を進めるという計画でおります。

そういった中で、30年度のほうがこの補助要件としましてCO<sub>2</sub>の削減量を検証するということがございましたので、30年度のこの調査委託を行ったということでございます。

結果としましては、電力によります空調設備のほうと、それから照明施設、LED化をした場合に年間でCO<sub>2</sub>の削減量が39%になるという結果の報告が来ております。

31年度につきましては、この補助金の応募が4月より開始されますので、応募のほうを4月から申し込みを行い、これは見込みでございますけれども、早ければ6月ごろに採択されるというふうで見込んでおります。採択されましたら、補正予算、こちらのほうで対応していきたいというふうで考えております。

それから、特定建築物に関してであります。こちらのほうは建築基準法に基づく多数の人が利用する建物、面積、それから用途等によって定められるものを特定建築物と申しまして、3年に1回の定期調査を行う必要があります。そういったことがありますので、30年度につきましては、対象となります公民館で御嵩、中、伏見の公民館の調査を行いまして、建物の損傷などを調査させていただきました。

結果としましては、御嵩公民館のほうは外壁、タイルにクラックがありました。それから、これは1階の大ホールの付近にも雨漏り、それから屋外の階段、こちらは上のほうがさびがありますので、こちらの塗装が必要であるというような指摘を受けております。

それから中公民館のほうですけれども、こちらのほうも外壁のモルタルにクラックが入っていますので、そちらの損傷、それから3階のホールの奥のほうになりますけど、こちらのほうで雨漏りがあると。それから、屋外の階段のほうにさびがあるので、こちらの塗装等を行う必要があるという指摘を受けました。

それから伏見公民館、こちらも外壁のクラックの補修、それから屋上の室外機にもさびがあるという、この塗装が必要であるというような指摘を受けております。

31年度につきましては、当初予算のほうにも計上しておりますけれども、こちらのほうの補修を行っていく予定であります。以上でございます。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

2点お聞きしたいと思います。

18ページの浄化槽設置整備事業補助金についてですけれども、今回、かなりの数の減額補正となっておりますけれども、当初見積もりと比べて設置の基数がかなり減っているわけですが、これの原因と伺いますか、どういったことでこれだけ少ない設置状況かということをお聞きしたいと思います。

もう一点、21ページになりますけれども、英語検定料の補助金も、これもかなりの額、今回減額になっております。ことしの受験者の状況等をお答えいただきたいと思います。

**議長（山田儀雄君）**

上下水道課長 鍵谷和宏君。

**上下水道課長（鍵谷和宏君）**

それでは、大沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

浄化槽の整備事業につきましては、今回の補正につきましては、実績ということで減額させていただくということですが、今後、浄化槽につきましては、問い合わせ等もございまして、予算的には今回の減額を見るとちょっと余分目ということですが、新年度からこの浄化槽がふえていかないと、やはり公共用水域の水質保全ということにはつながりませんので、担当課といたしましては普及に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

教育参事 山田徹君。

**教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）**

英語検定の御質問でございますけれども、今回、当初予算のほうでは上之郷中学校が生徒数41名に対しまして4万1,720円、向陽中学校が生徒数271名に対しまして24万1,640円ということで、合計で28万4,000円の予算を組ませていただいております。そのうち、補助対象となりましたのが上之郷中学校では18人、向陽中学校では61人ということで、共和中学校も含めると、別会計ではございますが、町全体では104人ということなんですけれども、実績で一般会計につきましては10万9,600円ということで、17万4,000円の減額とさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

1番 奥村雄二君。

## 1 番（奥村雄二君）

同じく補正予算書21ページ、一番下の段になりますけれども、教育費、中学校費、目02教育振興費、節20扶助費の要保護・準要保護生徒就学援助費と下の特別支援教育奨励費、こちらのほうが予算に比べて金額が低くなっておりますけれども、上の段の小学校費のほうにも同じような項目があるんですけれども、この両方について、ただ単に対象者が減ったのかどうか、実態のほうを少し御説明いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

## 議長（山田儀雄君）

教育参事 山田徹君。

## 教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

ただいまの御質問でございます。

まず小学校の要保護・準要保護につきましては、当初予算では75人を予定しておりましたが、実際には73人ということになります。

特別支援教育奨励費につきましては、当初25人ということで大幅にちょっと見込んでおりましたが、最終的には15人ということになりまして、これもかなり少なくなったということでございます。

中学校につきましては、要保護・準要保護の就学援助費のほう当初予算では60人を見込んでおりましたが、実際には37人、それと特別支援のほうにつきましては、当初では11人見込んでおりましたが、結果的には2人であったということ。

なお、両方とも要保護・準要保護につきましては、今年度より新入学のための予算もこれは組み込まれておりまして、今、ちょうどまさにその時期でございますので、小学校、中学校につきましては、それぞれ10人ぐらいずつの新入学用品を支給しておりまして、その分は確保しておりますので、よろしく願いいたします。

## 議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5 番 高山由行君。

## 5 番（高山由行君）

済みません、私、自己都合で協議会のほうへ出ておりませんので申しわけないです。

1つ、16ページの庁舎整備費の新庁舎建設基本設計業務委託料を落としたということで1点お聞きしますが、交渉相手がおっての交渉事ですのでつまびらかにすることができないことが多いと思いますし、粘り強く交渉して早急に結論を出すと、頑張っておるとということで、町長の施政方針の中にも、余り時間はかけられないけれど、粘り強くやっていくということでした。

だけど、新庁舎整備特別委員会の委員長としては、やはりここ今あるのは危ないということで早急に新庁舎を建てるということに結論を出した手前、やっぱり1つ聞きたいのは、大枠の工程的に影響が出始めるのは、その地権者との交渉がうまくまとまらずに延びていくと、やっぱりそこら辺が町民の、私たち議会のほうも心配ですけど、そこら辺の考え方、どこら辺までリミットがあるのかということをお答えされる範囲で少しお伺いしたいと思います。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

総務防災課長 須田和男君。

**総務防災課長（須田和男君）**

それでは、お答えさせていただきます。

まず、今回、基本設計費、これは建物のほうですが、こちらのほうを全額落とさせていただいております。御存じのとおり、この庁舎建設に当たりまして、基本構想、基本計画、それから基本設計、詳細設計と、こういった手順を踏んでいきますけれども、先ほど補正予算の説明でも申し上げましたが、基本計画のほうもちょっと繰り越しをさせていただいております。パブリックコメント等の手続がありますので、次年度へちょっと繰り越させていただきますが、それができて基本設計のほうへ移るといようなことをございますので、年度内の見込みは立たないということで今年度は落とさせていただいております。

ただ、今、議員が御指摘のように、いつまでもちょっとこれをほっておくわけにもいきませんので、協議会のほうでもちょっとお話をしましたが、なるべく本当に早く、町長も冒頭の御挨拶で余り時間をかけなくとおっしゃっていましたが、協議会のほうでは、目標は3月中、年度内ということをお答えさせていただきましたが、早く地権者の方とお話をつけて、なるべく用地の確保、めどを立てたいということをございます。それができますれば直ちにこういった作業に進むといようなことをございますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について採決を行います。

す。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

**7番（安藤雅子君）**

特別会計の5ページになりますが、特定健診についてお伺いしたいと思います。

午前中の町長の施政方針の中にもありましたけれども、御嵩町の医療費が県下で1位となったということを考えますと、この予防するための健診というのはとても重要な位置づけにあるものなんですけれども、補正では250万円ほど減額をしております。これについて受診率と対象者数を伺いたいということと、もう一つは、みたポンという事業がこの30年度より始まっているわけで、先日、環境フェアでも当選者の発表などがありましたけれども、このみたポンなどの事業が健診に与えた影響、これは恐らく健診者数をふやすという目標も大きな目的になっていた事業だったと思うんですが、そのあたりの影響というのを伺わせてください。

**議長（山田儀雄君）**

保険長寿課長 日比野伸二君。

**保険長寿課長（日比野伸二君）**

お答えさせていただきます。

特定健診の今年度の受診率でございます。まず、対象者数が3,170名ほどで、受診率が、これは1月末現在の数値で34.2%でございます。

また、特定健診受診率の向上につきましては保険長寿課が一丸となって取り組んでおるところでございますが、今年度の取り組みといたしましては、先ほど議員がおっしゃいましたみたポンの事業への参加、またこれは大きいものなんですけど、自己負担金のほうが、通常今までの従来の1,000円から、今年度は500円に値下げさせていただきました。

また、商工会とかシルバー等々の人が多く集まる場所へ職員が出向いて行って、そういった

受診しましょうといった受診勧奨を今年度はやらせていただきました。

手前みそであります。例年以上の取り組みをしてきたつもりでございますが、結果34.2%につきましては、冒頭の町長の話にありましたように、昨年度が最終的に受診率35%ということで、今現在の状況としては、ほぼほぼ昨年と同じという結果でございます。担当の課長といたしましては多少ショックを受けておるところでございます。

以上の結果をもって、みたポンがどれだけ影響を与えたかということと言いますと、単刀直入に言いますと、数字には余りちょっと影響させることができなかったというのが結論でございますが、みたポンにつきましては、受診される方のインセンティブになるかということで事業参加しておるということでございます。

また、今年度行ってきたことをPDCAサイクルに沿いまして評価、反省しまして、また改善点を見つけ出して、より効果的な今後の計画を、今年度の反省を生かしまして計画を立てて行っていきたいと考えております。以上です。

**議長（山田儀雄君）**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（山田儀雄君）

議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



起立全員であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

**議長（山田儀雄君）**

議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

**散会の宣告**

**議長（山田儀雄君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月6日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時37分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長            山   田   儀   雄

署 名 議 員            安   藤   信   治

署 名 議 員            伏   屋   光   幸